

一定規模以上の施設における調理師の配置の義務化を求める意見書

調理師法は、昭和33年に制定されて以来、国民の食生活の変化などを背景に逐次改正されており、昭和56年の一部改正では、飲食店等の施設に調理師を置くことが定められました。努力規定にとどまっています。

近年、食生活が健康に果たす役割は、高齢化の進展と相まって重要度を増し、国民の食の豊かさ、安全・安心に対する意識も非常に高いものとなっています。

一方、食中毒は、夏期だけではなく冬期においても発生しており、食品への異物混入なども後を絶たない状況となっています。

調理師は、高い専門性の下、特に学校や病院などにおいて創意工夫をし、安全面にも注意を払ったおいしい食事を提供するために業務を行っており、また、その知識や技術を常に更新しています。

調理師が果たす役割が増大する中で地位を明確化し、その責任をしっかりと担っていくためにも、関係施設における調理師の配置の義務化が必要です。

よって、国におかれましては、調理師法及び食品衛生法の趣旨を踏まえ、学校や病院などの一定規模以上の施設における調理師の配置を義務化するための法改正を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月25日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官